

公告第 59 号

有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託
にかかるとプロポーザルの実施について

有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託の受託者
を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和 6 年 9 月 20 日

平戸市長 黒田成彦

1 業務名

有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託

2 参加表明書受付期間

令和 6 年 9 月 20 日（金）から令和 6 年 10 月 1 日（火）

3 参加資格要件

参加者は参加表明書提出の時点において、次に掲げる事項を全て満たしていることを
要件とする。

- (1) L G C S 運用管理補助者協力企業リストに登載されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点およびプロポーザル審査結果の通知日までの間に
おいて、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないまたは指名停止を受け
ることとなる事実が確認されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴
力団または暴力団員およびそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事
再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない
こと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく精算の
開始または破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく
破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去 5 年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、
和解金の支払いがないこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受
託者の責により契約を解除されたことがないこと。

- (8) クラウドソリューションに係る深い知見を有する専門技術者等、十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有し、各市町の指示および相談に対し柔軟に対応できること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。
- (10) 各市町の財務規則等に定める契約保証金を納付できること。
- (11) 有田町・松浦市・平戸市ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託仕様書の要件を全て満たすことができること。